

議案第29号

大田原市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

大田原市こども医療費助成に関する条例（平成26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（助成）

第4条 市長は、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある対象のこども（以下「未就学児」という。）が県内の医療機関等で保険給付を受けた場合には、当該保険給付に係る一部負担金等の額に相当する額を、当該医療機関等の請求に基づき支払うものとし、当該支払により助成があったものとする。

2 市長は、未就学児が県外の医療機関等で保険給付を受た場合又はやむを得ない理由により助成対象者が一部負担金等を医療機関等に支払った場合には、助成対象者の申請に基づき、当該一部負担金等の額に相当する額を助成対象者に助成することができる。

3 市長は、未就学児以外の対象のこどもが医療機関等で保険給付を受けた場合には、その保険給付に係る一部負担金等の額から薬局を除く医療機関等の診療報酬明細書ごとに500円（一部負担金等の額が500円に満たない場合は、その満たない額）を控除した額を助成対象者の申請に基づき助成するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。